

消防用設備等の性能規定化の施行にあたって

総務省消防庁予防課長 小林 恭一

1 消防用設備等の性能規定化の概要

- ・性能規定とは何か
- ・性能規定導入の経緯
- ・性能規定導入に係る法令の体系

2 令第29条の4と客観的検証法

- ・法第17条第1項の改正
- ・令第29条の4の新設
- ・令第7条第7項の新設と「消防用設備等」としての位置づけ
- ・パッケージ型消火設備等を例にとると
- ・令第29条の4第1項の規定に基づく省令と客観的検証法
- ・共同住宅に関する基準

3 特殊消防用設備等と総務大臣の認定

- ・特殊消防用設備等と総務大臣の認定
- ・設備等設置維持計画
- ・点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者
- ・甲種特種消防設備士
- ・検定制度の適用除外
- ・特殊消防用設備等と遡及適用
- ・消防防災システムの高度化推進要綱

4 性能規定化に関連する諸改正

- ・令第32条の改正
- ・指定機関から登録機関へ
おわりに

昨年6月に改正された消防法のうち、消防用設備等の性能規定化にかかる部分が6月1日に施行された。施行前日の5月31日付けで多数の省令と告示を一度にお示しすることになり、関係の方々にはご苦労をおかけしたかも知れない。

性能規定化については、消防法の改正（平成15年6月18日法律第84号）の後、施行令の改正（平成16年2月6日政令第19号）、施行規則の改正（同3月26日総務省令第54号）を順次行い、今回の施行規則の改正（同5月31日総務省令第93号）をはじめとする省令と告示の制定・改正に至ったものだが、これでようやくひと揃いし、「性能規定化」に係る改正内容の全体像を明らかにすることができた。

消防用設備等の技術基準に性能規定が導入されると、消防法が求める性能（安全水準）を達成するための方法論が多様化し、技術開発が促

進され、より経済性、合理性にすぐれた設備等が用いられるようになると期待されている。

一方、仕様書的な規定を前提として組み立てられてきた、消防機関の審査体制、検定制度や認定制度、消防設備士制度、点検報告制度などの従来からの仕組みも大きな影響を受けることになる。

この機会に、性能規定化に関連する一連の改正を概観するとともに、改正の趣旨と効果、今後の方針などを整理しておくこととしたい。

1 消防用設備等の性能規定化の概要

〈性能規定とは何か〉

「性能規定」という言葉に明確な定義はないが、通常、技術基準にその規制が目的とする「性能」を明確に規定しておき、新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」

を有するものについては積極的に認めることができるようにする規定ぶりをいうものとされている。

これまで、消防用設備等に係る技術上の基準は、「性能」を明示的に示さず、材料・寸法などを仕様書的に規定する、いわゆる「仕様規定」が多かった。「仕様規定」は、策定又は改訂時の標準的な技術を前提として、関係者間の共通の技術的基盤に立脚して作られるため、基準の内容が常識的でまぎれがなく、適否の判定も行いやすい一方で、新たな技術を受け入れにくい面がある。

これに対して、近年、社会的規制の様々な分野で、技術革新を促すとともに、技術革新の成果を活用できるよう、「性能規定」の導入が進められるようになり、「規制改革推進3か年計画」（平成14年3月29日閣議決定）の「基準認証等分野の基本方針」においても、「技術革新に柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化できるように検討を行う」べきとされ、政府全体の基本的な方針となっている。

〈性能規定導入の経緯〉

消防庁では、

- ①政府全体の方針として、性能規定化の推進が位置づけられていること
- ②防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等の状況に、従前の消防用設備等では十分に対応しきれておらず、消防用設備等の高度化、新技術の活用等に柔軟に対応していく仕組みが必要とされていたこと
- ③平成10年の建築基準法の一部改正において性能規定化が行われたこと

などを踏まえ、平成11年度から消防用設備等の技術基準に性能規定を導入していくための技術

的、制度的検討を行ってきたが、安全性を損なうことなく円滑に性能規定を導入する目途が立ったことから、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための一連の法令改正を行うこととなった。

〈性能規定導入に係る法令の体系〉

前述のように「性能規定」に明確な定義がないため、これに対する考え方は千差万別で、規制の対象が人命に直結しないような分野や、目的や技術基盤が共通で関係者が限られているような分野では、「性能規定化」にあたって、法令で抽象的な性能を定め、具体の技術的な考え方については法的な拘束力のないガイドラインのようなものに委ねている例もある。

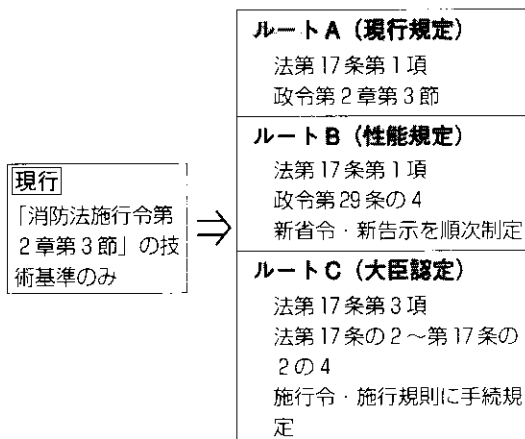
しかし、消防法の規制対象は広く一般国民が関係し、人命に直結するものである反面、火災の発生確率が低いことから施主や設計者としてはできればコストを削減したいジャンルであるため、そのような規定ぶりでは、規制を受ける施主や設計者と審査する消防機関の判断が食い違う可能性が高くなってしまう。従って、消防法のような法律に性能規定を導入するには、設計者や消防機関が性能の有無を客観的に判断できるような検証法が必要なのである。

一方で、消防用設備等に係るすべての「性能」についてそのような検証法を一挙に作成することは、さらなる多角的な検討が必要なことから不可能であるため、適切な検証法が整備されていない分野で新たに開発された設備や技術的工夫をできるだけ速やかに受け入れる仕組みも必要である。

また、消防用設備等を設置する側、審査する側の実態や利便性を考えれば、現行の「仕様規定」が依然として主要な役割を果たすべきことは当然である。

このようなことから、消防用設備等の技術上の基準に性能規定を導入するための体系として、図のような3つのルートを並行する形で整備することとした。

〈消防用設備等に係る新たな体系〉



2 令第29条の4と客観的検証法

〈法第17条第1項の改正〉

今回の消防法の改正では、政令で定める技術上の基準に性能規定を導入していく布石とするため、従来は「政令で定める技術上の基準」とのみしていた法第17条第1項について、「…（消防用設備等）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。」と改めて規定した。この場合の「必要とされる性能」は、従来から定められていた技術上の基準が求めてきた性能がベースとなるため、従来の「政令で定める技術上の基準」を改めて規定し直す必要がないことは当然である。

〈令第29条の4の新設〉

この法第17条第1項を受け、今回の政令改正で、消防法施行令第29条の4を新設した。

令第29条の4第1項では、令第2章第3節第

2款から第6款まで（第10条（消火器具）から第29条の3（無線通信補助設備）まで）に規定するところによる「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認める「消防の用に供する設備等」を用いることができることとしている。

ここで、「防火安全性能」は、「火災の拡大を初期に抑制する性能」、「火災時に安全に避難することを支援する性能」及び「消防隊による活動を支援する性能」の3つに整理している。これらの3つの性能は、「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会（平成11年度～13年度）」における検討結果等を踏まえて定めたものである。

また、同条第2項では、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置する場合には、「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有するように設置し維持すべきこととし、第3項では、その場合には代替された「通常用いられる消防用設備等」について令第2章第3節第2款から第6款までの規定を適用しないこととして、両者の法的関係を整理している。

〈令第7条第7項の新設と「消防用設備等」としての位置づけ〉

今回の改正では、令第7条に第7項を新設し、令第29条の4第1項の「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」は、法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」として位置づけることとした。

これにより、消防長等が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認めた「必要とされる防火安全性能を有す

る消防の用に供する設備等」については、消防法令上、「通常用いられる消防用設備等」と全く同等の「消防用設備等」としての位置づけが与えられることとなった。

この結果、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」には、次のような規定が適用されることになる。

- ①設置維持義務（法第17条第1項、令第29条の4第2項）
- ②設置時における消防長等への届出及び検査（法第17条の3の2）
- ③点検及び報告義務（法第17条の3の3）
- ④消防長等の設置維持命令（法第17条の4）
- ⑤消防設備士の業務独占（法第17条の5）
（従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。（令第36条の2第1項及び第2項））
- ⑥甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（法第17条の14）
- ⑦消防長等の設備等技術基準適合検査義務（規則第31条の3第2項）
- ⑧認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略（規則第31条の3第3項）
- ⑨登録認定機関による消防用設備等の認定（規則第31条の4）

従来は、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を設置したいとするニーズが生じた場合に備え、令第32条に基づき消防長等がその判断と責任において設置を認める仕組みが用意されていた。

令第32条では、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、政令第2章（消防用設備等）第3節（設置及び維持の技術上の基準）の規定による消防用設備等の

基準による場合と同等以上の効力があると消防長等が認める場合は、同節の規定を適用しないことができることとされていたが、この設備は令第7条で「消防用設備等」として位置づけられていなかったため、上記①から⑨までの規定の適用については法的な位置づけが必ずしも明確でなく、防火安全の確保にとって課題となっていた。

今回の一連の改正により、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新しく開発された「消防の用に供する設備等」であっても、令第29条の4第1項の規定に基づき「必要とされる防火安全性能を有する」ことが認められる場合には、「通常用いられる消防用設備等」と完全に同格の位置づけが与えられることとなり、従来の令第32条が有していた課題が解消することとなった。

〈パッケージ型消火設備等を例にとると〉

たとえば、5月31日に公布された「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）」では、令第29条の4第1項の規定に基づき、屋内消火栓設備の代替設備として「パッケージ型消火設備」の基準（詳細については平成16年消防庁告示第12号）を、スプリンクラー設備の代替設備として「パッケージ型自動消火設備」の基準（詳細については同第13号）を定めた。

これらの設備については、従来、日本消防検定協会の鑑定や財団法人日本消防設備安全センターの性能評定をよりどころに、消防長等が自らの判断と責任において、令第32条を適用して設置を認めてきたものであるが、消防法第17条第1項に基づく消防用設備等として位置づけられたものではなかったため、その維持管理など安全性の確保について法的な裏付けが必ずしも明確で

なかった。

今回の一連の省令と告示の制定により、「火災の拡大を初期に抑制する性能」から見て「パッケージ型消火設備」等を設置することができることとされた防火対象物に対しては、消防長等がこれらの基準により屋内消火栓設備等に必要とされる（「火災の拡大を初期に抑制する性能」としての）防火安全性能と同等以上の性能を有すると認めるものを、屋内消火栓設備等に代えて設置することができるようになった。

また、設置されたパッケージ型消火設備等については、屋内消火栓設備等と同様に、設置維持義務、設置時における消防長等への届出及び受検義務、消防設備士等による点検及び消防長等への報告義務がかかることとなり、さらに、適切に設置又は維持されていない場合には消防長等の設置維持命令がかかることになった。

加えて、これらの設備に対して従来から行われていた、日本消防検定協会の鑑定や財団法人日本消防設備安全センターの性能評定は、これらの設備が「消防用設備等」と位置づけられたことから、規則第31条の4に基づく認定制度に移行することとなり、消防長等による設備等技術基準適合検査における検査の省略について法的な根拠が整備され、安全性の確保と検査の合理化が図られることとなった。

また、同時に出した消防庁告示（平成16年消防庁告示第14号及び第15号）により、「パッケージ型消火設備」等の工事及び整備については消防設備士（第1類、第2類又は第3類）の業務独占の対象とすることとした。

なお、点検報告制度については、これらの設備が「消防用設備等」に該当することになるため自動的に対象になるが、これらの設備を点検できるのは、上記消防設備士（甲種及び乙種）

又は「第1種消防設備点検資格者」とした（平成16年消防庁告示第10号）。

以上のように、「パッケージ型消火設備」等を令第29条の4第1項の規定に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」としたことにより、安全性の向上と明確な法的位置づけが得られることとなった。

「パッケージ型消火設備」等は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の第一弾として定めたものであるが、これら以外にも、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」等で、消防長等による令第32条の適用について、予防課長通知で基準や見解を示してきたもの、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定を行ってきたものは多数ある。これらの設備等についても、知見が蓄積されたと判断できるものから順次、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を、今回の省令（平成16年総務省令第92号）に追加する形で定めていくこととしている。
〈令第29条の4第1項の規定に基づく省令と客観的検証法〉

前述のように、令第29条の4第1項の規定に基づく省令の第一弾として「パッケージ型消火設備」等についての基準を定めたが、これらの基準はいずれも「仕様規定」的な規定ぶりであり、「新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする」という「性能規定化」の目的には合致しているが、「性能規定」とは言いがたい。

消防用設備等の技術的基準に本格的に「性能規定」を導入するためには、令第29条の4第1項の規定に基づく省令として、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新たに開発

された「消防の用に供する設備等」が「必要とされる防火安全性能」を有しているか否かについて、消防長等が客観的に検証し判断する基準（客観的検証法）を策定していく必要がある。

このため、消防庁では、平成14年度から「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）」において、必要とされる3つの防火安全性能を防火対象物の状況に応じてそれぞれ定量的に示すとともに、防火安全性能の有無についての判断を公平かつ公正に行えるよう、「客観的検証法」の策定作業を行っているところである。

「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関しては、まず事務用途の防火対象物に設置される自動消火設備に関する客観的検証法の策定を行っている。

現行のスプリンクラー設備にかかる技術上の基準は、法第21条の2第2項に基づく検定対象機械器具等に係る技術上の規格（昭和40年自治省令第2号）と、スプリンクラーヘッド等がこの規格に適合していることを前提とする設置基準（令第12条及び規則第13条～第14条）との組み合わせによって、極めて固定的に定められている。その結果、現行のスプリンクラーヘッドよりはるかに高感度のスプリンクラーヘッドが開発されても、その設置間隔、水源水量等にかかる基準は現行と変わらず、その高感度の性能を生かして合理的に設置するためには、令第32条に基づき消防長等がその判断と責任に基づき防火対象物ごとに個別に認めるしかない。「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関する客観的検証法を開発し、これに関連する試験方法、設置方法などの一連の基準を令第29条の4の規定に基づく省令及び関連規定として定めることができれば、スプリンクラーヘッドの性能に応じ

て合理的にスプリンクラー設備を設置することが可能になると期待される。

同様の趣旨から、「火災時に安全に避難することを支援する性能」に関しては「光点滅走行式避難誘導システム」に関する検証法を、「消防隊による活動を支援する性能」に関しては排煙設備に関する検証法を、それぞれ策定すべく検討を進めている。

実験、検証などに時間を要する上、開発された検証法を用いて実際に消防長等が性能を判断できるようにリファインする必要などもあるため、これらの3つの性能に関する客観的検証法を令第29条の4に基づく省令及び関連する規定群として整備するのは、来年6月を予定している。

〈共同住宅に関する基準〉

共同住宅は、就寝施設であるため旅館・ホテル等に近い火災危険性を有しており、このため、消防用設備等に関する規制も旅館・ホテル等に近いものとする必要がある。

一方、共同住宅は、その用途的特性から、住戸規模がせいぜい100㎡台で、耐火構造であれば各住戸間の区画性能が極めて高く、避難に有効なベランダ設置のニーズも高いなど、設計次第では、旅館・ホテル等に比べてはるかに高い建築的防火安全性を確保でき、また、火災危険性の高い使われ方を想定する必要もあまりない。これらを前提とすれば、消防用設備等に関する規制をかなり緩和することも可能である。

本来、消防用設備等の設置基準はこれらの要素を勘案したものであるべきなのだが、消防用設備等の種類ごとに縦割りで定められた現行基準の中に、用途を限定して建築設計や構造とリンクした規定を盛り込むことは極めて困難である。

このため、共同住宅については、政令で定める技術上の基準で就寝施設として設置すべき消

消防設備等を規定した上で、従来から、予防課長通知を示し、防火区画性能が高く、外気に開放された安全な避難路を二方向確保するなど、防火安全性が高い設計となっている耐火構造の共同住宅については、消防長等が令第32条を適用して消防用設備等の設置基準を緩和するような運用を行ってきた。この令第32条の適用を受ける共同住宅の件数が極めて多いため、予防課長通知と令第32条に基づく消防長等の判断が、日本の共同住宅の設計や外見、さらには町並みなどを事実上規定してきた面がある。

しかしながら、令第32条に基づき消防長等の判断と責任において防火対象物ごとに規制を緩和するこの仕組みは、行政手続きにかかる透明性の確保や、自治体ごとに運用基準が異なる可能性があることなどの点で、いくつかの課題を有していた。

今回の改正で令第29条の4が制定され、「防火安全性能」という切り口で消防用設備等の設置基準を整理することができるようになったことから、従来、令第32条の運用基準として示してきた「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成7年消防予第220号消防庁予防課長通知）」を、令第29条の4第1項の規定に基づく省令及び告示として定め直すこととしている。

現在、耐火構造の共同住宅についての従来の予防課長通知の考え方を、住戸間の延焼防止性能と安全な避難路の確保などの建築的側面を含め、3つの性能の観点から整理しているところであり、できるだけ早期に省令改正等を行う予定である。

3 特殊消防用設備等と総務大臣の認定

〈特殊消防用設備等と総務大臣の認定〉

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する施設等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物を建築する場合等には、その防火安全性を確保するため、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等（特殊消防用設備等）」で、その性能を判断するのに必要な令第29条の4第1項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性が高い。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくため、昨年の消防法改正において、法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途を開くとともに、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定めて消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにしようとするものである。

「特殊消防用設備等」については、令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位（前述①～⑥）が与えられるほか、

①検定制度の適用除外（令第37条）

②点検報告制度の特例（規則第31条の6第2項及び第3項並びに消防庁告示第9号）

という2つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図している。

〈設備等設置維持計画〉

法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができるとされているが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」である（法第17条第3項）。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にあるものもあるかも知れないが、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものである可能性もある。このような「特殊消防用設備等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠ではあるが、あらかじめ基準として定めておくことはできない。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画（設備等設置維持計画）を作成することとされている。総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっており（法第17条第3項）、日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として行うこととされている（法第17条の2）。

また、設置時における消防長等への届出及び

検査（法第17条の3の2）、点検及び報告（法第17条の3の3、規則第31条の6）、消防長等の設置維持命令（法第17条の4第2項）については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになる。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、その防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければならない。

〈点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者〉

消防用設備等に係る点検、報告制度については、法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされた（法第17条の3の3）。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありうることから、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとした（規則第31条の6第2項、第3項及び消防庁告示第9号）。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」によるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付して行うこととしている（消防庁告示第9号）。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類を新設した。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特類の中種消防設備士に限られることになる

(消防庁告示第10号)。

〈甲種特類消防設備士〉

法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされた(同条第2号)。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになる(令第36条の2第1項)。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、新たに「特類」というジャンルを新設した(規則第33条の3)。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象としたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになる。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されることから、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系(第1類～第3類のいずれか一つ以上)、情報設備系(第4類)及び機械設備系(第5類)という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととした(規則第33条の8第2項)。

従って、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになる。

〈検定制度の適用除外〉

「予想しない特殊の消防用設備等その他の設

備」を消防長等が令第32条を適用して設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが法第21条の2に基づく検定制度だった。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格(規格省令)に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、法第21条の2に係る規定は、令第32条に基づき適用しないことができる「この節(令第2章第3節)の規定」の範囲外だからである。

このため、それぞれの消防用設備等の技術上の規格を定める省令に特例条項(例:消火器の技術上の規格を定める省令第53条など)を設け(昭和62年)、規格省令に適合しないがこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化を図ったが、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」などの枠組み内での弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどから不評だった。

「法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることから、以上のような事情も考慮して、今回、令第37条を改正し、検定対象機械器具等の範囲から除くこととした。

〈特殊消防用設備等と遡及適用〉

既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する法第17条の2の5第2項第4号に基づく遡及適用の規定は、「特殊消防用設備等」につ

いては適用されない。

これは、法第17条の2の5第2項第4号の規定が、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代（昭和49年）に、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年、118人死亡）、熊本市大洋デパート火災（昭和48年、100人死亡）などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも遡及的に設置させることを目的として制定されたものであり、一方、特殊消防用設備等については、その防火安全性能について、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものであることから、両条文の制定趣旨を勘案して遡及適用の対象としなかったものである。

〈消防防災システムの高度化推進要綱〉

著しく大規模化、高層化、複合化等が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模、構造、複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置されることが多い。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」（昭和61年消防予第171号）による技術的知見を踏まえ、平成9年に「総合消防防災システムガイドライン」（平成9年消防予第148号）として示しているところである。

しかしながら、総合消防防災システムが、設置される防火対象物の状況に応じて的確に機能するかどうかについては、現在のところ一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該

防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠である。

このため、本年6月、消防庁次長から「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」（平成16年消防予第66号）を示し、現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システムや高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの（複数の総合操作盤を設置する場合なども該当する）については、積極的に特殊消防用設備等としてとらえることにより、消防防災システムの高度化を促進していくこととしている。

なお、消防防災システムの高度化を促進するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」とセットで行ってきた消防庁長官表彰制度については、「特殊消防用設備等のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰する」という形で存続することとした。

4 性能規定化に関連する諸改正

〈令第32条の改正〉

従来、消防長又は消防署長は、「①（個別の防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると認められる場合）」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができることとされており、一方、国は政令で技術上の基準を定めるのみで、そのよう

な場合の取扱いについては消防長等に委ねることとされていた。

今回、消防法に性能規定が導入され、令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルートと法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルートが創設されたが、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になった。

このため、今回の政令改正で②については削除することとされたが、残る①が従来のままだと、通常の技術上の基準を適用しないことができるためには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、令第32条の適用範囲が著しく限定されることとなる。

今回の改正では、建物の防火安全性が高まってきたこと、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧令第32条の「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件を「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改めたところである。

〈指定機関から登録機関へ〉

消防の用に供する機械器具等は、日常的に使用されることがない一方で、火災時には確実に作動することが求められるものであるため、日

本消防検定協会又は総務大臣の指定を受けた者（指定検定機関）による検定制度的対象となっていた。

今回、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議検定）において、「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、……、国の関与を最小限とし、……、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（登録機関）による検査・検定等の実施とする。」という政府の基本方針が示されたことを踏まえ、従来の指定検定機関制度を、いわゆる登録検定機関制度に移行することとした。

これと並行して、法第17条の2で、特殊消防用設備等の性能に関する評価を行う機関として日本消防検定協会と並んで「法人であって総務大臣の登録を受けたもの」を定めたのも同様の趣旨に基づくものである。なお、改正法が施行された6月1日に、この性能評価機関として財団法人日本消防設備安全センターが登録された。

また、従来、消防用設備等が設置された場合の消防長等による設備等技術基準への適合性検査の簡略化の観点から、規則第31条の4により指定認定機関による認定制度を設けていたが、この制度についても、前述の政府の基本方針を受け、3月26日の規則改正において、登録認定機関制度に移行することとした。

おわりに

消防用設備等は、昭和35年に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はなかったが、今回の性能規定の導入により、全く新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されていくことになる環境が整備

された。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかして判断しなければならない、ということである。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が斬新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかも知れないが、とにかく、「基準にあっているから合格、いないから不合格」で

はなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになる。

消防庁としては、国民の防火安全水準を確保しつつできるだけ経済合理性を求める、という政府全体の方針を踏まえて新たな仕組みを構築したところであるが、それに止まらず、「性能規定化」を根子とした新たな消防用設備等の開発により、建築空間の新たなジャンルの実現をリードすることなどが期待される場所である。

解説

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律について

総務省消防庁国民保護準備室

※これは、6月28日開催された「都道府県国民保護説明会」において配布された総務省消防庁分資料の一部です。なお、国民保護準備室は、7月2日付けで「国民保護室」と「国民保護運用室」に改められました。

平成16年6月28日

事務連絡

各都道府県国民保護担当部局 御中

消防庁国民保護準備室

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」は、平成16年6月18日に公布され、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

国民保護法の施行に向けた政令の制定等必要な事項については、現在、内閣官房を中心に関係省庁において、鋭意検討が進められているところでありますが、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体の連絡調整を担当する総務省消防庁において、地方公共団体の参考に資するため、取り急ぎ、消防庁に関する事項のほか、国会における審議の状況や内閣官房等における検討状況を踏ま

え、別添のとおり、現時点における留意事項等を作成しましたので、お知らせいたします。

なお、内容等につきましては、取り急ぎ作成したものでありますので、今後、精査の結果、変更等がありうることをご理解いただきたく存じます。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防関係機関等に対しても周知されますようお願いいたします。

[別添]

I 総括的事項

1 国民保護法について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国